

## 理事会運営規程

平成 25 年 07 月 23 日理事会改正

平成 25 年 11 月 15 日理事会改正

平成 28 年 09 月 29 日理事会改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本工学会の理事会の運営に関する事項のうち、定款および施行規則に定められていない事項を定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の開催)

第 2 条 理事会は会長がこれを招集する。

第 3 条 理事会は年 6 回以上開催する。

2 次の一の号に該当する場合は臨時の理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認める場合。

(2) 理事から理事会に付すべき事項を示して要求があった場合。

3 前項の臨時理事会は電磁的方法により開催することが出来る。但し、この場合は、議事の内容を提示し、監事が異議をとなえず、会長を含む全ての理事が賛成を表明した場合にのみ開催したものとする。

4 前 3 項の場合は、その結果をその後に開催される理事会で報告しなければならない。

(議案)

第 4 条 理事会の決議を要する事項は、定款および施行規則で定めるものの他、次のとおりとする。

1. 対外契約に係わる事項(契約書、覚書、誓約書を含む)

2. 外部に対する建議、提言、声明および請願、助成金、補助金、事業受託の申請に関する事項  
但し、「速やかに公表する必要のある声明」については、別途定めるガイドラインに従って公表する。

3. 外部との共同主催に関する事項および外部団体の認定に関する事項

なお、財務的分担を伴わない後援、協賛依頼に対する可否判断は、事業担当理事主管として、別途ガイドラインを定める。また、本会名義の「認定」に関するガイドラインを別に定める。

4. 資金の借入れ、融資および事業の受託等を前提とした先行投資に関する事項

5. 本会の規程類の制定および改廃に関する事項

6. 委員会の設置および改廃に関する事項

7. 事務局員の採用および解雇に関する事項

8. その他稟議において理事会に付すべきとした事項および会長が必要と認めた事項

2 理事あるいは事務局長にその業務執行の決定を委任する事項は、別途定める。

第 5 条 理事会の議案は企画担当理事が決めて、7 日前までに理事、監事に通知する。

2 緊急に生じた議案は企画担当理事の了解を得てその後に提案することができる。

3 議案は、少なくとも 2 名以上の理事によって支持されていることを要する。

第 6 条 議案に関する資料は 3 日前までに事務局から担当理事に提出する。

第 7 条 議案の説明は担当理事が行うものとするが、必要に応じて事務局が補足説明をすることができる。

(理事・監事以外の出席者)

第 8 条 委員会の委員(長)等は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

事務局長および事務局員は理事会に出席して報告や意見を述べる事ができる。

付則 1 この規程の改廃は理事会の決議により行う。

付則 2 この規程の改正は平成 28 年 9 月 29 日から施行する。